

令和5年度富山県立雄峰高等学校いじめ防止基本方針

富山県立雄峰高等学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学省大臣決定）より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・定時制課程（昼間単位制・夜間単位制）、通信制の課程、専攻科を備えた定時制通信制の高等学校である。不登校経験者や全日制中途退学者、学力や学習意欲、家庭環境等、生徒が抱える課題は多様化し複雑化している。
- ・スマートフォン（携帯電話を含む）の所持率は高く、依存傾向と思われる生徒も見受けられる。

2 課題

- ・集団に溶け込めず、孤立しがちな生徒も少なからず見られる。
- ・規範意識が低く、感情をうまくコントロールできない生徒もいるため、些細なことが発端となるトラブルが生じる。
- ・SNSによるトラブルが多い。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校は、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策委員会」という）を設置するとともに、いじめの未然防止等のための対策を行う。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策委員会」を設置する。

○ 構成員

- ・校長、教頭、生徒指導主事で構成する。

（なお、この委員会には必要に応じて、他の関係する教職員を加えることもできる。）

○ 役割

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ②本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ③教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発（校内研修会）
- ④生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ⑤警察等の外部機関との連携体制の構築
- ⑥いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口
- ⑦事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑧いじめ及びいじめの疑いの事案への対応
- ⑨いじめ重大事態の発生時の対応（必要に応じて外部専門家を追加し対応にあたる）
※いじめ重大事態の発生については、教育委員会に直ちに報告し、連携して対応
- ⑩本校いじめ防止基本方針の点検・見直し

2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識で、いじめの未然防止に取り組む。

○ 具体的な対応策

- ①分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる）に努める。
- ②規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③自己有用感を高め、学校での居場所づくりに努める。
- ④いじめ防止の啓発に向け、いじめ問題について考えたり話し合ったりするホームルーム活動等を企画するなど、生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
- ⑤道徳教育を始めとする教育活動全般を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取組を推進する。
- ⑥ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画に取り入れる。
- ⑦学校として特に配慮が必要な生徒へは、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲生徒に対する指導を行う。
※特に配慮が必要な生徒とは、家庭環境が複雑な生徒、日本語を母語としない生徒、発達障害を含む障害のある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等
- ⑧教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、いじめを見逃したり、軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

○ 具体的な対応策

- ① S T（ショートタイム）時、生徒の様子に目を配り、気になる生徒に対しては、声かけや面談を迅速かつ適切に行う。
- ② 休み時間や放課後に、担当を決めて巡回する。特に、いじめ被害の心配がある生徒の周囲には、十分配慮する。
- ③ クラスの生徒に、孤立ぎみの生徒や嫌な思いをしている生徒がいないかなど、人間関係の状況把握に努める。
- ④ 生徒との雑談や普段の授業等から情報を収集し、些細なことでもすぐに周りの教職員（年次主任、生徒指導主事、管理職等）に伝え、教職員間で情報を共有する。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ⑤ アンケート調査（いじめ調査）や教育相談（個人面談）を定期的に行い、早期発見に努める。いじめ等に関する情報や心配なことは全て、速やか（当日中）に周りの教職員（年次主任、生徒指導主事、管理職等）、そして、「いじめ対策委員会」に報告する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
※ アンケート原本、面談記録等は生徒が卒業するまで、結果をまとめた資料や報告書は5年間保存が望ましい。文部科学省：「不登校重大事態に係る調査の指針」より
- ⑥ 保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ通報・相談窓口」を周知する。

4 いじめ事案への対処

いじめやいじめの疑いを認知した場合には、直ちに担任、年次主任、生徒指導主事等で情報を共有するとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を迅速に行う。同時に「いじめ対策委員会」を活用して、関係生徒に対する事情確認並びに適切な指導等を行うとともに、家庭や教育委員会、関係機関とも連携し、組織的に対応する。

○ 具体的な対応策

- ① 被害生徒に対しては、本人の痛みや苦しみに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。
加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
- ② 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握を（正確かつ迅速に）行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ③ 指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ④ 教育委員会へ連絡する。（必要に応じて児童相談所、警察署等にも連絡する）
- ⑤ 被害生徒、加害生徒の保護者へ学校が把握した事実及び対応策等を知らせる。
（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告）
- ⑥ ネットいじめについては、書き込みを確認・保存し、書き込んだ生徒に削除させることや、サイト管理者への削除要請を行うことで、拡散の防止に努める。
- ⑦ 生徒の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがあるなど重大ないじめ事案等は直ちに警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ生徒を対象としたいじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。なお、いじめの加害者と被害者が入れ替わる、いじめの対象が変わるなど、形態を変えていじめが継続することがあることに注意する。

○ 具体的な対応策

- ①校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
- ②お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする生徒を育成する指導等の充実に努める。
- ③ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ④生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- ⑤いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援、指導を行う。

※いじめが「解消している」状態の判断

- ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月が目安）止んでいること
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談によって確認）
- ⑥生徒の変化を定期的に確認・検証しながら継続して支援し、必要に応じて支援策を修正する。
 - ⑦「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対策委員会」が、いじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを生徒が認識できる取組を推進する。

6 地域や家庭との連携・協同

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した取組を推進する。

○ 具体的な対応策

- ①学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。（入学時や各年度の開始時にいじめ基本方針の内容を説明する）
- ②家庭訪問や年次・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
- ④PTAや学校評議委員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
（PTA総会、学級懇談会、学校評議委員会等）
- ⑤保護者に対して、インターネットを通じたいじめの事例を紹介するなど、情報モラルの啓発活動を行い、ネットの危険性についての理解を深める。

Ⅳ 年間計画

いじめ防止に向けた取り組み						
月	対策委員会	調査	面接	校内研修会	生徒会活動	その他
4月	○		○	○	○	
5月						PTA 総会
6月						
7月		○				
8月	○			○		
9月						
10月			○			
11月					○	
12月	○	○	○			
1月						
2月		○				
3月						
備考	定例3回 緊急時随時					

※学校評価について

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。